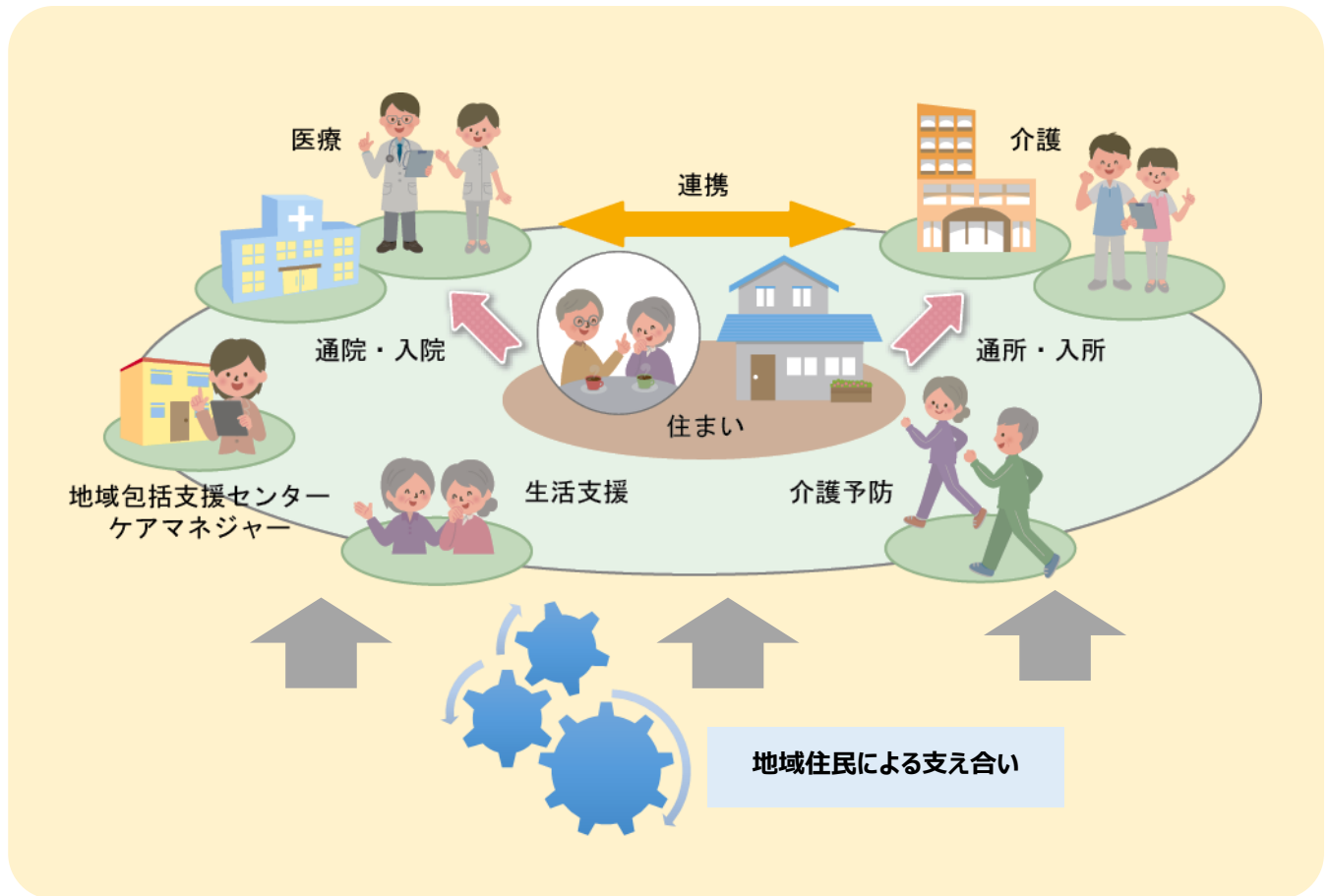


第 2 部

地域包括ケアシステムの構築

～ 地域包括ケアシステムのイメージ ～



団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年へと向かう過程において、地域においては高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者などの増加が予想されます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

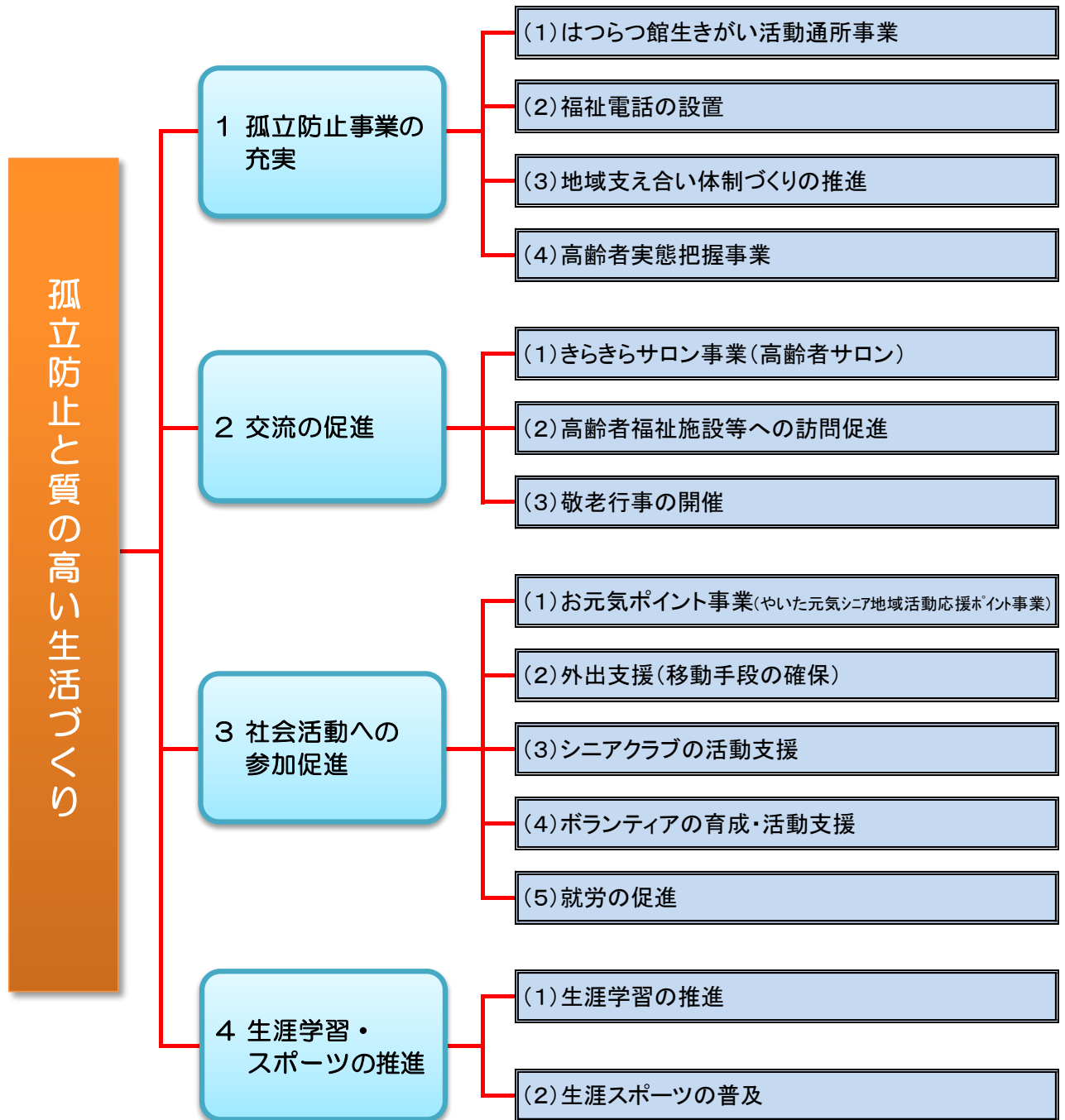
第1章 孤立防止と質の高い生活づくり

「孤立防止と質の高い生活づくり」の施策分野においては、基本施策を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



1 孤立防止事業の充実

閉じこもり等により地域・社会との接点を失い孤立することは、様々な不安が増長し、精神的に健康で豊かな生活が失われ、要介護状態につながるとも考えられます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、地域・社会との接点を保ちながら、安心していきいきと暮らせるよう、訪問活動や交流機会の創出、情報機器の活用などにより孤立の防止に努めます。

(1) はつらつ館生きがい活動通所事業

概 要

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、閉じこもり防止等を図るため、市内2か所のはつらつ館において軽い運動やレクリエーション等を行います。

今後の方針

新規利用者の増加を図るために、利用しやすい環境整備に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
泉はつらつ館	利用者数	2,431 人	2,542 人	2,600 人	2,800 人
木幡北山はつらつ館	利用者数	3,479 人	3,946 人	4,000 人	4,200 人

※平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 10 月末時点の見込み。以降の表も同じ。

(2) 福祉電話の設置

概 要

所得税非課税のひとり暮らし高齢者宅に福祉電話を設置することにより、連絡手段を確保し、日常生活における孤立感や緊急時に対する不安の解消を図ります。

今後の方針

利用者は少ない状況ですが、潜在的な需要を見込み、今後も制度の周知を図り利用促進に努めます。

◆第1章 孤立防止と質の高い生活づくり◆

（３）地域支え合い体制づくりの推進

概 要

各行政区における地域支え合い体制づくりを支援するとともに、警察署・消防署との高齢者等見守り活動に関する協定に基づき、情報提供と連携の円滑化を図り、見守り活動を実施します。

今後の方針

地域の宅配事業者等との連携強化を図り、高齢者等見守りネットワークの構築を進めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
取り組み行政区数	51 行政区	51 行政区	51 行政区	全行政区

（４）高齢者実態把握事業

概 要

地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携して、高齢者の実態を把握し、要援護高齢者や虐待などの早期発見を行うほか、介護ニーズに応じ、介護予防サービスなどへの利用を促進しています。

今後の方針

連携体制の強化を図り、よりの確な把握と支援を行うよう努めます。

2 交流の促進

高齢者が地域で孤立することなく安心して生活していくためには、近所付き合いはもちろん、地域の多くの人との交流を図ることが重要です。

近年、家庭や地域の人間関係の希薄化により交流も減少していることから、地域における集いの場や交流機会の確保に努め、交流の拡大を促進します。

(1) きらきらサロン事業（高齢者サロン）

概 要

高齢者同士の交流のほか、地域内における人とのつながりを確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりのため、高齢者が楽しく集う場としてサロンを運営します。

今後の方針

関係機関などとの連携・調整に努め、身近で気軽に集まれる集会所等の活用を促進し、高齢者の集い場の確保を図るとともに、参加の促進を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
きらきらサロン設置数	12 か所	24 か所	25 か所	30 か所

(2) 高齢者福祉施設等への訪問促進

概 要

施設で生活している外出が困難な高齢者等の交流機会を確保するため、施設における行事の実施を支援します。

今後の方針

市内の保育園・幼稚園・小中学校において、それぞれの年間プログラムに沿って、老人福祉施設訪問を行うなど幅広い交流の実施に努めます。

◆第1章 孤立防止と質の高い生活づくり◆

(3) 敬老行事の開催

概 要

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の健康と長寿をお祝いするとともに、市民一人ひとりが、超高齢社会に対して理解と関心を深めるため、行政区の協力を得ながら敬老会を実施します。さらに、敬老の日を中心とした老人週間の関連事業として、慶賀訪問を実施します。

今後の方針

全国的に高齢化と長寿化が進行し、敬老会の被招待者が急速に増えていることで、事業費の増大が課題となっています。しかし、その一方で、高齢者を敬うという「敬老精神」は、引き続き尊重されるべきです。

こうした状況を踏まえ、時代に即した敬老事業の在り方について検討します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
敬老会の対象者数	4,316 人	4,478 人	4,636 人	5,000 人
慶賀訪問	98 人	121 人	11 人※	15 人

※対象者の変更（95 才以上→新 100 才）

3 社会活動への参加促進

地域活動やボランティア活動などに参加したり、就労したりすることは、高齢者にとって生きがいづくり、自己実現、社会参加・交流機会の確保など、大切な役割を果たします。

活動拠点や移動手段、情報提供体制などの整備に努め、高齢者の社会活動への参加を促進し、地域の活性化を図ります。

(1) お元気ポイント事業（やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業）

概 要

この事業は介護保険事業として実施するもので、事前に登録した方が、市が認める「地域ボランティア活動」や「生きがいづくり活動」に参加した場合、その実績に応じてポイントが付与されます。

付与されたポイントは城の湯温泉の回数券や市営バスの回数券などへの交換や、ボランティア団体などへ寄附することができます。

今後の方針

高齢者の社会参加や生きがいづくりを応援するだけでなく、高齢者がまちづくりの担い手として活躍してもらえるよう、今後も事業を推進します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
お元気ポイント事業登録者数	未実施	965 人	1,200 人	1,300 人
上記のうち、きらりんサポーター数※	未実施	47 人	45 人	50 人

※きらりんサポーターとは、60 歳以上で地域ボランティア活動を行う方です。このほか、にこにこメイト（65 歳以上で、生きがいづくり活動に参加する方）があります。

(2) 外出支援（移動手段の確保）

① 市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス 75）

概 要

高齢者が気軽に外出し、日常生活圏を拡大しながら多様な社会参加の機会を確保するためには、身近な交通手段が必要となることから、満 75 歳以上の高齢者に対し、市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス 75）を交付します。

今後の方針

今後、高齢者の増加に伴い、移動手段の確保の要請は更に強まることが想定されることから、市営バス高齢者無料乗車券（ともなりパス 75）を交付し、高齢者の身近な交通手段の確保を図ります。

◆第1章 孤立防止と質の高い生活づくり◆

② 福祉タクシー券の交付（福祉タクシー）

概 要

高齢者の移動手段の確保のため、福祉タクシー券を交付します。

80歳以上85歳未満で、世帯員全員が市県民税非課税の方及び85歳以上の高齢者に対し、基本料金分のタクシー券を年間24枚（月2枚）交付しました。

今後の方針

利用実績は増加傾向にあり、今後もタクシー券への需要は増えることが予測されるため、より一層の充実を図ります。

		第6期実績			第7期見込み
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
タクシー券	申請者数	424人	468人	529人	650人
	交付枚数	9,224枚	10,062枚	11,154枚	13,700枚
	利用枚数	5,241枚	6,337枚	7,373枚	9,600枚
	（利用率）	56.8%	63.0%	66.1%	70.1%

（3）シニアクラブの活動支援

概 要

シニアクラブ活動の目的は、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを通じて高齢者の生活が豊かになることです。また、主な活動として社会奉仕活動が位置づけられており、地域福祉におけるその他のインフォーマルな活動の主体としても期待されています。

また、小中学生との世代間交流を図っているほか、他市町との地域間交流として、県老人クラブ連合会が主催する発表会などにも参加しています。

今後の方針

高齢期のライフスタイルの多様化により、加入者数は伸び悩んでいますが、生涯学習活動団体等との連携により、クラブへの加入促進を図ります。

活動場所や機会の提供、シルバー大学校と連携したリーダーの育成などにより、既存クラブの活動支援と新規クラブ立ち上げ支援などを行います。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の閉じこもりがちな高齢者に対し、シニアクラブ会員による友愛訪問の支援を図ります。

		第6期実績			第7期見込み
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
シニアクラブ	クラブ数	22クラブ	23クラブ	23クラブ	25クラブ
	会 員 数	970人	969人	964人	1,000人

（４）ボランティアの育成・活動支援

概 要

社会福祉協議会内にシニアボランティアセンターを設置し、お元気ポイント事業の運営や中高年齢者向けの介護入門研修の開催などを通して、生活支援サービス等の担い手となるボランティアの育成・活動支援を行います。

今後の方針

「社会福祉協議会だより」などを通じて、組織や活動の内容を広く市民に紹介するほか、ボランティアの組織化や活動支援、ボランティアの横のつながり等の連携強化などを行います。

介護予防・生活支援サービス事業（57・58 ページ）の担い手となるボランティアの育成に取り組みます。

（５）就労の促進

① 就労・就業相談・情報提供

概 要

国・県、関係機関から提供される高齢者就労に関する情報について、リーフレットやポスター掲示等を通じて周知を図ります。また、とちぎ生涯現役シニア応援センター「ぷらっと」を周知し、活用を促します。

今後の方針

高齢者の労働意欲を支え、張りのある生活を継続させていくため、シルバー人材センターを活用し、高齢者の就労等に関する有益な情報の提供に努めます。

② シルバー人材センターの支援・育成

概 要

高齢者の生きがいづくりと地域社会への参加等を目的とし、高齢者一人ひとりの能力やニーズに応じて、臨時的・短期的またはその他の軽易な就業の機会を確保するシルバー人材センターの支援を行います。

今後の方針

会員の増加に合わせた新規顧客・新規就業機会の確保に努め、高齢者の就業機会の拡大に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
シルバー人材センター会員数	281 人	265 人	252 人	300 人

4 生涯学習・スポーツの推進

高齢期を豊かに過ごすには、興味のあるテーマについて学習したり、仲間と交流しながら楽しめるスポーツの機会などが重要です。

そのため、施設・自然環境・人材・情報・伝統文化などの本市の学習資源の有効活用を図り、高齢者の学習活動を支援します。また、身近なところでいつでも気軽に取り組める環境づくりに努め、高齢者の心身の状態に合った適度な運動やスポーツ活動を推進します。

(1) 生涯学習の推進

① 高齢者学級

概 要

すべての高齢者が、生きがいを持ちながら豊かで質の高い生活を送れるよう、各地区の公民館における学習機会と学習成果の発表の場を提供しています。生涯学習について啓発するとともに、各自の状態にあった生涯学習の方法の紹介・開発・普及に努めます。

今後の方針

各公民館における高齢者学級の開催回数の維持・継続に努めるとともに、学習方法の紹介や学習活動の啓発を行います。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
高齢者学級の開催数	矢板	8 回	8 回	8 回	8 回
	泉	8 回	8 回	8 回	8 回
	片岡	8 回	8 回	8 回	8 回
シルバー祭、シルバー発表会の開催数		1 回	1 回	1 回	1 回

② シルバー大学校への入校促進及び卒業生への支援

概 要

高齢者一人ひとりの学習及び余暇活動のニーズに応じ、多様な生きがい活動や地域活動を実践できるシルバー大学校への入学と活動を支援します。

今後の方針

今後も、情報提供及び広報啓発を通じて高齢者の入校を促進していくほか、シルバー大学校卒業後も、シニアクラブなどの地域団体に活躍できるよう支援します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
シルバー大学校入校者数		12 人	28 人	16 人	30 人

(2) 生涯スポーツの普及

① 生涯スポーツ教室

概 要

いつでも・どこでも・だれでも生涯にわたってスポーツができるよう、体育協会の加盟団体やスポーツ推進委員が運営する総合型地域スポーツクラブ等において、スポーツ教室やイベントを開催します。

今後の方針

様々なスポーツ・レクリエーションの機会の提供を図るため、実施団体と協議しながら、スポーツを通じた健康づくりに気軽に取り組めるスポーツ教室等の普及・充実に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
生涯スポーツ教室	教 室 数	19 教室	19 教室	19 教室	19 教室
	登録者数	706 人	649 人	652 人	700 人

② 健康ウォーキングの普及啓発

概 要

健康づくりのために手軽で安全な運動である健康ウォーキングの普及を図ります。

今後の方針

健康ウォーキングについて広く周知を図り、参加者の増加に努めるとともに、直近の道路事情を考慮しながらウォーキングコースの見直しを検討します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
参加者数		36 人	36 人	40 人	50 人

③ 体力測定

概 要

市民が体力・運動能力を定期的に把握する機会を設けるとともに、測定結果を日常の運動管理に適切に役立てられるよう啓発を行います。

今後の方針

広報紙などを通じ、開催日時や場所について広く周知を図り、積極的な参加を促進します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
体力測定実施回数		1 回	1 回	1 回	2 回

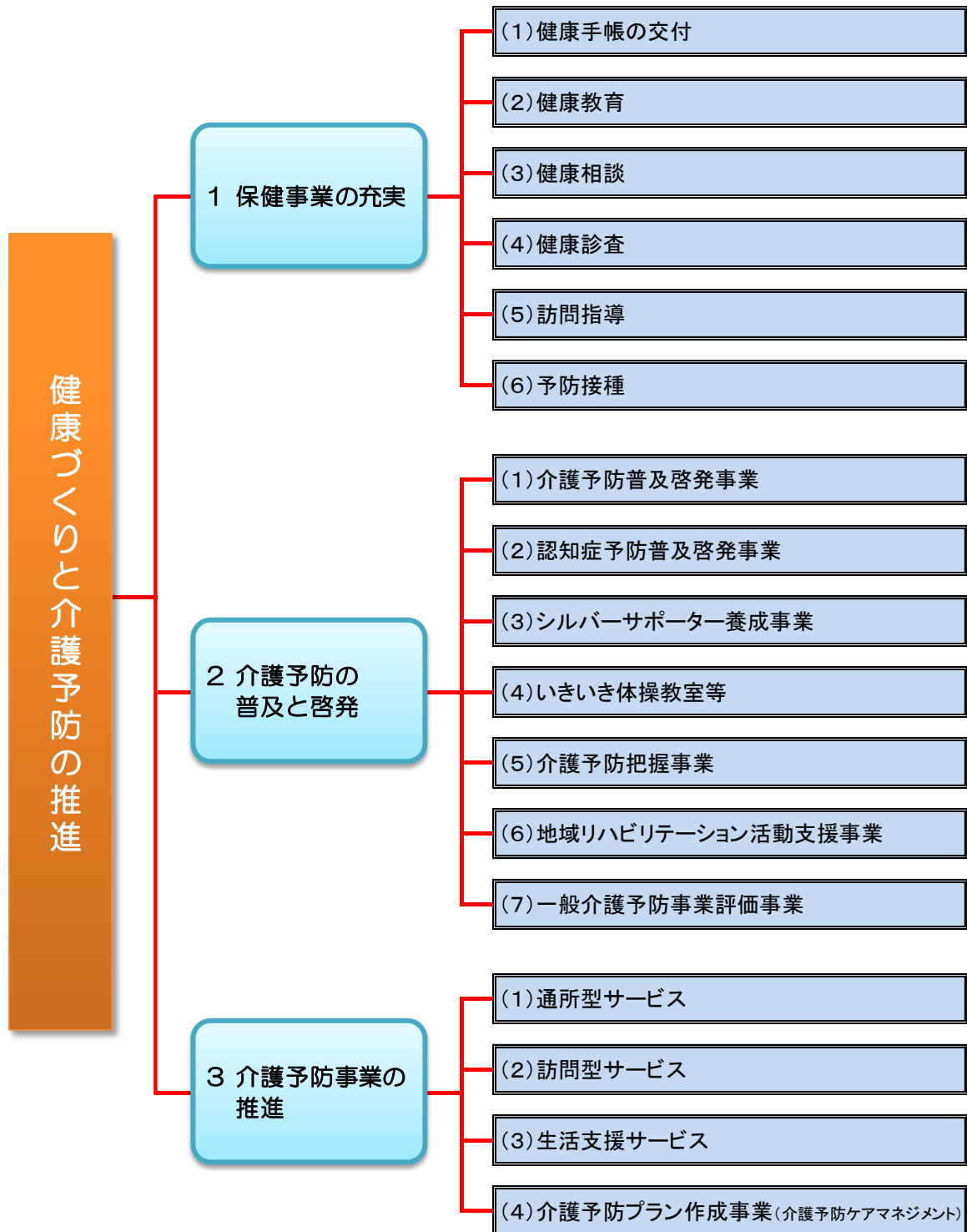
第2章 健康づくりと介護予防の推進

「健康づくりと介護予防の推進」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



1 保健事業の充実

住み慣れた地域で要介護状態にならず、健康でいきいきと自立した生活を送るためには、日常の自己管理を基本としながら、健康維持・増進への情報提供や助言、疾病の早期発見などが大切です。健康維持・増進、疾病等の予防・リハビリテーションを目的とした保健事業を充実します。

(1) 健康手帳の交付

概 要

健康診査の記録や健康保持のために必要な事項を記載し、健康に関する意識の高揚を図り、適切な医療が受けられるよう、「健康手帳」を生活習慣病健診の結果説明会等で交付します。

今後の方針

高齢者の増加に合わせ、交付を徹底するとともに、交付冊数の拡充に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
健康手帳交付数	135 冊	142 冊	131 冊	200 冊
うち、65 歳以上への交付数	54 冊	61 冊	41 冊	100 冊

※平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 10 月末時点の見込み。以降の表も同じ。

(2) 健康教育

概 要

生活習慣病の予防や介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、高齢者の低栄養や生活習慣病等の重症化を防ぎ、「自らの健康は自らが守る」という認識を高めるため、健康維持・増進に関する栄養、運動、休養等の適切な指導を行います。

また、歯周疾患や骨粗しょう症、転倒予防等、同じ病態を有する方に対し集団健康教育を実施します。

今後の方針

参加者数の増加を図るとともに、内容の充実に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	125 回	132 回	130 回	130 回
参加者数	1,656 人	1,968 人	1,980 人	2,000 人

◆第2章 健康づくりと介護予防の推進◆

（３）健康相談

概 要

家庭での健康管理に役立てることを目的とし、心身の健康について、市民の相談に応じて医師・保健師・栄養士等により必要な指導や助言を行います。一般的事項について総合的な指導や助言を行う総合健康相談と、特に注意が必要な疾病についての指導や助言を行う重点健康相談を行っています。

今後の方針

開催機会の確保を図るとともに、指導や助言内容の充実に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
総合健康相談開催数	69 回	73 回	75 回	75 回
重点健康相談開催数	125 回	125 回	125 回	125 回

（４）健康診査

① 特定健康診査

概 要

脳卒中や心臓病などの生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査として、40 歳以上 74 歳以下の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施します。

今後の方針

普及活動により受診率の向上に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
受診率（人間ドック含む）	38.0%	38.5%	39.0%	50.0%

② 後期高齢者健康診査

概 要

後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見及び健康の保持増進のため、健康診査及び人間ドック費用助成を実施しています。

今後の方針

今後も、高齢者が継続的に体調の自己管理ができるよう、引き続き健康診査を実施する環境・体制の整備を推進し、受診者数の向上に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
健康診査受診者数	944 人	1,021 人	1,070 人	1,150 人
人間ドック費用助成者数	未実施	28 人	40 人	50 人

③ がん検診

概 要

早期にがんを発見し治療に結びつけ、市民の健康を保持することを目的として各種がん検診を実施します。

また、平成 29 年度より、受診率向上のため、ワンコイン検診を実施しています。

今後の方針

制度の周知を徹底し、受診に向けた啓発や、市民にとって利用しやすい実施体制をつくり、受診率の向上に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
胃がん検診	受診者数	2,203 人	2,116 人	2,200 人	—
	受 診 率	24.8%	24.2%	25.0%	35.0%
肺がん検診	受診者数	3,402 人	3,582 人	3,630 人	—
	受 診 率	37.5%	40.1%	40.5%	45.0%
大腸がん検診	受診者数	3,321 人	3,541 人	3,630 人	—
	受 診 率	36.0%	39.0%	40.0%	45.0%
前立腺がん検診	受診者数	1,150 人	1,248 人	1,270 人	—
	受 診 率	34.8%	38.8%	39.0%	40.0%
乳がん検診	受診者数	2,095 人	2,602 人	2,640 人	—
	受 診 率	28.0%	36.4%	37.0%	40.0%
子宮がん検診	受診者数	1,880 人	2,132 人	2,150 人	—
	受 診 率	23.0%	26.8%	27.0%	35.0%

◆第2章 健康づくりと介護予防の推進◆

④ その他の健康診査

概 要

歯周疾患検診、骨粗しょう症検診など、必要と思われる健康診査を実施し、疾病の予防及び早期発見を図ります。

今後の方針

制度の周知を徹底し、受診者数の向上に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
歯周疾患検診受診者数	25 人	47 人	50 人	80 人
骨粗しょう症検診受診者数	470 人	521 人	525 人	550 人
肝炎検診受診者数	45 人	59 人	65 人	80 人
胃がんリスク検診受診者数	387 人	438 人	450 人	480 人

(5) 訪問指導

概 要

療養上の訪問指導が必要な方やその家族等を対象に、保健師、看護師等が自宅を訪問し、心身の機能低下の予防や健康の保持増進を図る上で必要な相談対応、指導を行います。

今後の方針

相談対応、指導の充実に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
訪問指導人数	44 人	9 人	15 人	30 人

(6) 予防接種

概 要

感染性疾患やそれに起因する寝たきり・急性疾患の誘発を予防するため、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。特に、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチン接種については、費用を市が一部負担し、高齢者の負担を軽減します。

今後の方針

予防接種を受けやすい体制づくりを継続し、予防接種者数の向上に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
インフルエンザ予防接種者数	4,743 人	4,922 人	5,000 人	5,100 人
肺炎球菌ワクチン接種者数	605 人	524 人	450 人	450 人

2 介護予防の普及と啓発

高齢者が元気なうちから、心身の状態の悪化を防ぎ、要介護状態にならず自立した生活が継続できるよう、介護予防の普及と啓発を図ります。

(1) 介護予防普及啓発事業

概 要

介護予防に関する基本的な知識の普及と啓発を図るため、パンフレットの作成・配布、介護予防事業利用者が実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を実施します。

今後の方針

介護予防への市民の理解を深めるため、介護予防手帳をはじめとした様々な媒体を活用した情報提供・情報発信に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
介護予防手帳交付数	278 件	333 件	326 件	350 件

(2) 認知症予防普及啓発事業

① 認知症簡易検査

概 要

認知症及びその予防について周知を図るとともに、認知症や軽度認知障害の疑いのある方を早期に発見し、適切な治療等につなげることを目的として、認知症簡易検査を実施しています。検査は、65 歳以上の市民を対象とし、タッチパネルの検査端末を用いて、認知症や軽度認知障害の疑いを判定します。検査を通して、日常生活における認知症予防を周知するとともに、検査結果に応じて医療機関への受診や認知症予防教室につながります。

今後の方針

今後も検査の実施方法や周知方法等を工夫しながら受検者数の増加を図り、認知症や軽度認知障害の早期発見・早期対応につなげていきます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
認知症簡易検査受検者数	770 人	782 人	700 人	900 人

◆第2章 健康づくりと介護予防の推進◆

② 認知症予防教室

概 要

認知症の知識の普及と予防の取り組みの啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。

今後の方針

脳の活性化トレーニング、軽い運動や体操、レクリエーション、栄養講座などの総合的なプログラムの充実を図り、認知症予防の取り組みを推進します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
認知症予防教室	開催回数	16 回	22 回	40 回	40 回
	参加者数	延 128 人	延 367 人	延 600 人	延 800 人

(3) シルバーサポーター養成事業

概 要

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や地域活動組織の育成・支援を行います。

今後の方針

介護予防教室への幅広い参加者を増やすため、シルバーサポーターの充実強化を行うなど、実施内容の充実と実施地区の拡充に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
シルバーサポーター研修		12 回	15 回	12 回	16 回
シルバーサポーター登録者数		49 人	36 人	46 人	50 人

（４）いきいき体操教室等

概 要

高齢者ができる限り要介護状態にならずに、健康でいきいきと暮らせるよう、音楽活動や創作的活動を通した介護予防教室を行います。

今後の方針

いきいき体操教室については、きらきらサロン等における自主活動への移行を図るため、シルバーサポーターによる自主的な運営体制づくりを促進していきます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
いきいき体操教室	開 催 数	103 回	104 回	102 回	105 回
	参加者数	延 1,366 人	延 1,499 人	延 1,500 人	延 1,550 人
ノルディック ウォーキング教室	開 催 数	7 回	8 回	8 回	8 回
	参加者数	延 74 人	延 117 人	延 200 人	延 200 人
健康体操ヨガ教室	開 催 数	24 回	24 回	24 回	24 回
	参加者数	延 480 人	延 429 人	延 696 人	延 700 人

（５）介護予防把握事業

概 要

「要介護認定には至らないが介護予防の観点から支援が必要な高齢者」や閉じこもり等の何らかの支援を要する者を、健康診査実施時や保健師の訪問活動、かかりつけ医等との連携などを通じて把握し、介護予防活動へつなげます。

今後の方針

連携体制の強化を図り、対象となる高齢者の的確な把握と支援に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
集団健診時のチェックリスト実施数		1,971 人	2,104 人	1,011 人	1,100 人

◆第2章 健康づくりと介護予防の推進◆

（６）地域リハビリテーション活動支援事業

概 要

地域における介護予防の取り組み機能を強化するため、いきいき体操教室、きらサロンなどにおいて、栄養士による栄養講話、歯科衛生士による口腔講話、運動指導士による運動指導を実施します。

今後の方針

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の活用を図り、地域における介護予防の取り組み機能の強化に努めます。

（７）一般介護予防事業評価事業

概 要

一般介護予防事業に関する評価を実施します。

今後の方針

介護予防事業において、参加者アンケートや健康度測定を実施し、事業の改善につなげます。

3 介護予防事業の推進

平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズに応えられるよう、生活支援などの多様なサービスが提供されることが期待されています。ニーズに合ったさまざまなサービスを提供するためには、既存の事業所だけではなく、住民によるボランティアや NPO、民間企業が参加することが必要になってきます。

対象者： ① 要支援 1・2 の要介護認定を受けた方
② 基本チェックリストにより事業の対象となった方（要支援 1・2 に相当する方）

（1）通所型サービス

概 要

平成 29 年度より、従来の介護予防通所介護を介護予防給付から地域支援事業に移行してサービスを提供しています。介護サービス事業所において、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を提供するサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

平成 30 年度に、運動器の機能向上等を目的とした短期集中予防サービスを創設します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
従来の介護予防通所介護相当のサービス	移行前 (介護予防給付)	45 人	35 人	26 人	
	移行後	未実施	未実施	8 人	40 人

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
短期集中予防サービス		未実施	未実施	未実施	40 人 (20 人×2 コース)

◆第2章 健康づくりと介護予防の推進◆

(2) 訪問型サービス

概 要

平成 29 年度より、従来の介護予防訪問介護を介護予防給付から地域支援事業に移行してサービスを提供しています。訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
従来の介護予防訪問介護相当のサービス	移行前 (介護予防給付)	41 人	27 人	13 人	
	移行後	未実施	未実施	13 人	30 人

(月平均)

(3) 生活支援サービス

概 要

栄養改善を目的とした配食やひとり暮らしの高齢者等への見守りなどを行うサービスです。

今後の方針

対象者のニーズを把握し、多様な主体によるサービスを検討していきます。また、サービスの担い手の育成・確保に努めます。

(4) 介護予防プラン作成事業（介護予防ケアマネジメント）

概 要

本人の主体的な活動と参加意欲を高めるために必要な介護予防・生活支援サービス事業を提供するため、地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

今後の方針

今後も、対象者の状況に応じた適切なプランの作成に努めるとともに、安定したサービスの提供が図れるよう、地域包括支援センターや関係機関との連携に努めます。

(年間)

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
介護予防ケアマネジメント		未実施	未実施	延 180 件	延 440 件

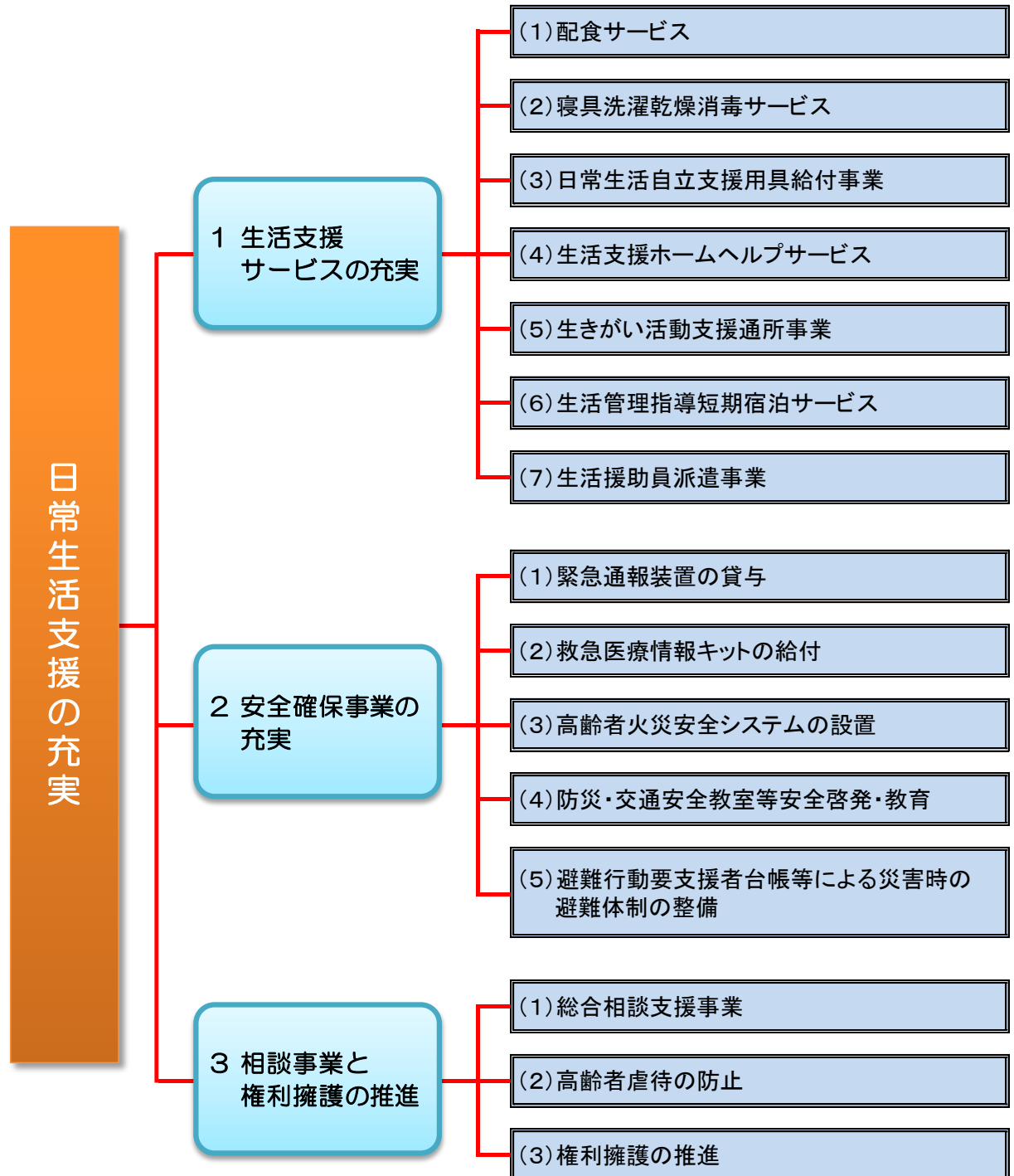
第3章 日常生活支援の充実

「日常生活支援の充実」の施策分野においては、基本施策を3つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



1 生活支援サービスの充実

介護保険の認定では自立と判定され、介護保険給付の対象外となった方の中にも、自立した生活を継続していくためにサービスを必要とする方もいます。また、認定を受けた方についても、介護保険のサービスだけでは生活全体の総合的な支援が受けられず、状態の悪化が危ぶまれる場合もあります。

このようなサービスを必要とする高齢者に対し、介護保険を補完するサービスを提供し、現状の生活水準を低下させることなく、在宅での快適な生活を継続していけるよう総合的な生活支援を図ります。

(1) 配食サービス

概 要

調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、健康増進と定期的な訪問による安否と健康状態の確認を行うため、ボランティアの協力により週1回昼食を届けます。

今後の方針

今後もニーズに応じていくため、ボランティアの確保などを図り、必要なサービスを提供できる体制づくりの拡充を進めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用者数	70 人	65 人	68 人	70 人

※平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 10 月末時点の見込み。以降の表も同じ。

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

概 要

虚弱、心身の障がいなどの理由で、寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯や乾燥消毒サービスを行い、清潔で快適な生活を支援します。

今後の方針

利用者は少ない状況ですが、潜在的な需要を見込み、今後も制度の周知を図り利用促進に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用者数	2 人	1 人	1 人	2 人

（３）日常生活自立支援用具給付事業

概 要

介護保険の認定では自立判定であっても、今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、シルバーカーや手すり、補聴器、火災報知機、自動消火器等各種の用具を給付することにより、高齢者の日常生活を支援します。

今後の方針

利用者は少ない状況ですが、新規ニーズを見込み、サービス確保に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
給付者数	0 人	1 人	0 人	1 人

（４）生活支援ホームヘルプサービス

概 要

介護保険の認定では自立判定であっても、日常生活を営むのに不安のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に、自宅で自立した生活を送るためにホームヘルパーを派遣して支援を行います。

今後の方針

今後も必要なサービスの確保に努めますが、近年、利用者がいないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況なども考慮しながら、事業の見直しを検討していきます。

（５）生きがい活動支援通所事業

概 要

介護保険の認定では自立判定であっても、今後、要介護状態になる可能性の高い高齢者に対し、施設を利用した生活指導、日常動作訓練、健康状態の確認、入浴、給食等のサービス提供を行います。

今後の方針

今後も必要なサービス確保に努めますが、近年利用がないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況等も考慮しながら、事業の見直しを検討します。

◆第3章 日常生活支援の充実◆

（６）生活管理指導短期宿泊サービス

概 要

介護保険の認定では自立判定であっても、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立など社会適応が困難な高齢者を対象として、特別養護老人ホームの空きベッドを利用して一時的な宿泊サービスを提供し、日常生活の指導や支援を行い、要介護状態への進行の防止に努めます。

今後の方針

今後も必要なサービスの確保に努めますが、近年、利用者がいないことを踏まえ、総合事業における代替サービスの実施状況なども考慮しながら、事業の見直しを検討していきます。

（７）生活援助員派遣事業

概 要

高齢者用住宅（県営木幡北山住宅）に入居する高齢者が、自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、生活相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連絡、その他日常生活に必要な援助を行う生活援助員を派遣します。

今後の方針

今後も事業を継続し、高齢者の自立した安全で快適な生活の支援に努めます。

2 安全確保事業の充実

火事や災害などの緊急時の安全確保は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯においては特に大きな課題と言えます。

そのため、緊急通報装置や火災安全システム等の安全設備の設置を推進するほか、行政区や民生委員の協力のもと、日常的な安否確認や非常時の安全確保体制の確立を図り、すべての高齢者が地域で安心した日常生活を継続できるよう支援に努めます。

(1) 緊急通報装置の貸与

概 要

ひとり暮らし高齢者等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、ワンタッチ通報型緊急通報装置を貸与します。

今後の方針

緊急連絡先となる協力者の確保が課題となっていることから、広く市民に対して事業の周知に努め、ひとり暮らし高齢者等の緊急時の安全確保を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
緊急通報装置貸与台数	87 台	77 台	80 台	90 台

(2) 救急医療情報キットの給付

概 要

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等に対し、病気やけが等により緊急事態になった場合に速やかな対応を行えるよう、救急医療情報キットを給付します。

今後の方針

事業の周知に努め、ひとり暮らし高齢者等の安心安全の確保を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
救急医療情報キット給付数	419 件	458 件	470 件	530 件

◆第3章 日常生活支援の充実◆

（３）高齢者火災安全システムの設置

概 要

要支援・要介護の認定を受けている高齢者に対し、火災からの安全確保を図るため、日常生活自立支援用具給付事業の一環として火災報知機を設置します。

今後の方針

直近の利用者はいませんが、潜在的ニーズを考慮し、サービスの確保に努めます。事業の普及を図るため、広報の方法等を見直しながら広く周知を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
高齢者火災安全システム	0 台	0 台	0 台	5 台

（４）防災・交通安全教室等による安全啓発・教育

概 要

高齢者に対して、災害・交通事故などを想定した安全教育を行い、自己防衛策や緊急時の対処方法等について啓発を行います。また、単位シニアクラブなどを対象として、各自治公民館などに交通指導員を派遣し、交通安全教室を行います。

また、高齢者（65 歳以上）が運転免許を自主返納した際の支援策として、市営バス無料乗車券を交付する運転免許自主返納支援事業を実施します。

今後の方針

高齢者の交通事故は増加傾向にあるため、シニアクラブ以外の高齢者に対しても交通安全教室への参加機会の拡充や運転免許自主返納支援事業の周知を図り、安全啓発に努めます。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
交通安全教室	実施回数	5 回	2 回	4 回	5 回
	参加者数	301 人	238 人	250 人	260 人
市営バス無料券交付数		8 人	34 人	30 人	30 人

※市営バス無料券有効期間を平成 28 年 4 月より 1 年間から 3 年間に拡充しました。

（5）避難行動要支援者台帳等による災害時の避難体制の整備

概 要

要支援者台帳及びマップにより、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会 S、民生委員、行政区で組織する自主防災組織などの関係機関・団体、及び介護保険関係施設等の間で情報を共有し、災害時における高齢者等の避難体制の整備を図ります。

今後の方針

制度の周知に努め、避難行動要支援者の登録を推進します。避難行動要支援者については、一人ひとりの避難手順等を定める個別計画の策定を進めていきます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
台帳登録者数	310 人	289 人	300 人	300 人

3 相談事業と権利擁護の推進

高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に相談できる場所が重要です。市や地域包括支援センターの窓口をはじめ、電話対応などにより相談に応じていますが、地域における高齢者の実態把握のため、関係機関との連携強化を図るとともに、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。

また、高齢者をはじめ、すべての市民の人権の尊重は最も遵守されなければならないものであり、介護を必要とする状態になった場合においても、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしが送れるよう、相談体制や権利擁護体制の整備などを図ります。

(1) 総合相談支援事業

概 要

地域包括支援センターでは、介護保険サービスにとどまらない多様な形態での支援を図るため、以下の支援を行います。

- ①地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- ②高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援

今後の方針

事業の周知に努め、高齢者等に対する総合的な支援を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
相談件数(延べ件数)	361 件	369 件	500 件	500 件

(2) 高齢者虐待の防止

概 要

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者に対する虐待防止に努めています。

民生委員や行政区などの地域組織の協力、地域住民への普及啓発、保健・医療・福祉関係機関との連携などにより、虐待の未然防止に努めるとともに、市や地域包括支援センターなどが相談や通報を受けた場合は、「矢板市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、早期発見・早期対応を図っています。

今後の方針

今後も、民生委員、地域住民、社会福祉協議会などの協力や高齢者実態把握事業などの活用により、虐待・介護放棄などの早期発見、未然防止に努めます。

(3) 権利擁護の推進

① 権利擁護事業

概 要

地域包括支援センターにおいて、権利擁護の観点から、成年後見制度の活用や虐待などへの対応が必要な方への支援を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、対応が必要な高齢者等に対する適切な支援を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
権利擁護(延べ件数)	356 件	428 件	800 件	1,000 件
虐 待(延べ件数)	367 件	495 件	500 件	—

② 成年後見制度利用支援事業

概 要

市町村長申立による、低所得の高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、判断の能力が不十分な高齢者等に対する支援を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
市長申立	2 件	0 件	0 件	2 件
報酬助成	1 件	1 件	1 件	2 件

③ 日常生活自立支援事業の推進

概 要

社会福祉協議会が、高齢者や障がい者等を対象として、日常的な金銭管理、書類等の預かり、様々なサービスの情報提供を行い、地域で安心して自立した生活が送れるように支援を行います。

今後の方針

事業の周知に努め、判断の能力が不十分な高齢者等に対する支援を図ります。

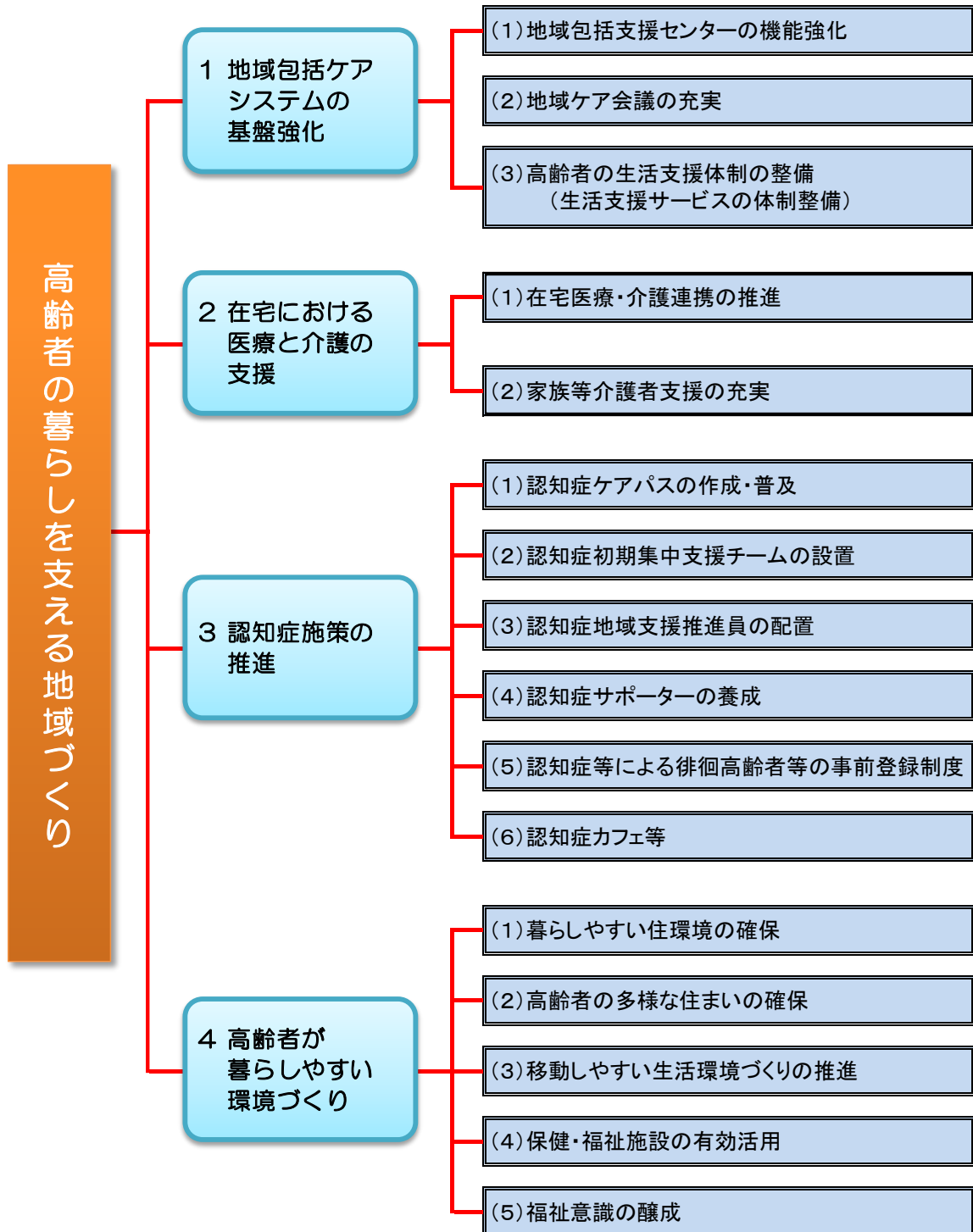
第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり

「高齢者の暮らしを支える地域づくり」の施策分野においては、基本施策を4つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



1 地域包括ケアシステムの基盤強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

概 要

○地域包括支援センターの体制

高齢者数の増加等に対応するため、平成29年4月1日から、市内を2つの圏域に分け、それぞれの圏域を担当するセンターを設置しています。

圏域名称	担当地区	高齢者人口 (H29.10.1 現在)
第1圏域	矢板地区のうち矢板一区、矢板二区、矢板三区、矢板四区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井及び土屋行政区並びに泉地区	4,909 人
第2圏域	矢板地区のうち矢板五区、矢板六区、末広町、針生、中、東町、早川町、沢、豊田、成田及びハッピーハイランド矢板行政区並びに片岡地区	5,001 人

○地域包括支援センターの業務

①総合相談支援 66 ページ参照

②権利擁護支援 67 ページ参照

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、ケアマネジャー等との協働や、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

- ・ケアマネジャーの資質向上と個別相談
- ・ケアプラン作成の技術指導
- ・支援困難事例への指導助言等

④介護予防ケアマネジメント、介護予防支援（ケアプラン作成）

○地域包括支援センター連絡会の開催

市と地域包括支援センターの連携及び地域包括支援センター相互間の連携を図るため、月1回の連絡会を開催します。

連絡会においては、センターの活動状況の報告、地域ケア会議の打合せ、介護保険制度の改正等の情報提供などを行い、センターの適正な運営に努めます。

○地域包括支援センターの評価

地域包括支援センターにおいて、事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。市においても、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を行い、センターの適切な運営を図ります。

◆第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり◆

(2) 地域ケア会議の充実

① 地域ケア会議の開催

概 要

- ・ケアマネジャーの資質向上やネットワーク構築等を目的として、地域包括支援センター主催の地域ケア会議を月1回開催します。
- ・虐待や支援困難な個別の事例については、多職種によるケース会議を随時開催し、協働による問題解決やケアマネジメントを行います。

今後の方針

地域ケア会議による課題解決、ネットワーク構築を行うとともに、地域ケア会議を活用した地域課題の把握、社会資源の活用を図ります。

② 地域包括ケア会議の開催

概 要

医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護サービス事業者、市担当課等が一堂に会する「地域包括ケア会議」において、様々な課題について協議・検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

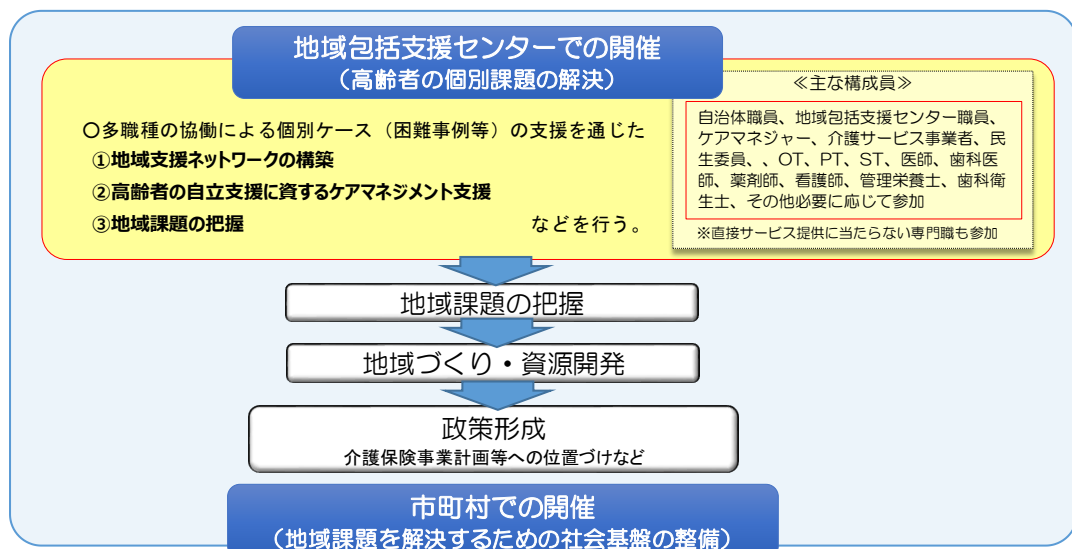
今後の方針

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスやボランティアなど地域包括ケアシステムの構築に係る新しい仕組みづくりについて協議・検討します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
地域包括ケア会議 の開催回数	全 体 会	1 回	1 回	2 回	1 回
	専門部会	4 回	4 回	2 回	4 回

※平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 10 月末時点の見込み。以降の表も同じ。

●地域ケア会議のイメージ



（3）高齢者の生活支援体制の整備（生活支援サービスの体制整備）

要支援者等軽度の支援が必要な高齢者の生活支援のニーズに対応するため、ボランティアやNPOなど多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を目的とした事業を実施します。

① 協議体の設置

概 要

生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う協議体を設置します。第1層の協議体である「矢板市高齢者生活支援協議会」を設置し、全市的なレベルでの介護予防や生活支援のための新たなサービス開発に向けた協議を行います。

今後の方針

日常生活圏域（中学校区）を単位とした第2層の協議体の発足に向けて検討します。

② 生活支援コーディネーターの配置

概 要

生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを配置します。社会福祉協議会に、第1層の生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い体制づくりやきらきらサロンの立ち上げなどの支援などを行います。

今後の方針

日常生活圏域（中学校区）を単位とした第2層の生活支援コーディネーターの配置を検討します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
生活支援コーディネーター配置数	1 人	2 人	2 人	3 人

2 在宅における医療と介護の支援

(1) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

① 医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

概要

地域において在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者などが参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、解決策の協議などを行います。

今後の方針

今後も地域の医療・介護の社会資源の把握とマップ等の更新に努めます。

「地域包括ケア会議」などを通じて、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みの検討・協議を進め、切れ目のないサービスの提供体制の構築を推進します。

また、関係者間の情報共有を支援するため、「医療・介護連絡帳」の普及を図るとともに、「どこでも連絡帳」などの新たなツールの導入を検討します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
医療・介護連絡帳の配布数	未実施	900 冊	323 冊	500 冊

② 医療・介護関係者研修会の実施

概要

医療・介護関係者間の連携・協力の円滑化を図るため、互いの分野の幅広い知識を身につけられるよう、地域の医療・介護関係者を対象に在宅医療や介護の内容に関する研修会を開催します。

今後の方針

今後も、地域の実態に即した具体性のある内容の研修会の企画に努めるとともに、事例検討などによる研修会を実施します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
研修会開催数	未実施	3 回	5 回	5 回

③ 地域住民への普及啓発と相談対応

概 要

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布などによって、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ります。

今後の方針

塩谷郡市医師会や市介護サービス事業者連絡協議会等の関係機関との連携を図り、パンフレットの作成や公開講座を実施し、在宅医療・介護連携の普及・啓発を行います。

また、市に、医療・介護関係機関の相談支援窓口を設置します。

さらに、人生の最終段階における医療とケアの在り方についても検討します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
市民公開講座の開催	1 回	1 回	1 回	1 回

④ 広域連携の推進

概 要

在宅医療・介護サービスについては、市内だけでなく広域的な視点で提供体制を整備していくことも重要であるため、同一の二次保健医療圏[※]内にある市町や隣接する市町等と連携し、情報共有や協力体制の構築を図ります。塩谷広域管内においては、県北健康福祉センター等の支援のもと、「地域包括ケアシステム2市2町会議」の開催、塩谷郡市医師会と行政担当者の打合せ等を行います。

今後の方針

今後も、「地域包括ケアシステム2市2町会議」等を通じて、地域の在宅医療・介護連携に係る近隣市町との間で情報共有・連携を図るとともに、広域連携が必要な事項については協議を進めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
地域包括ケアシステム 2市2町会議の開催回数	未設置	2 回	1 回	2 回

※ 二次保健医療圏とは、一般的な保健医療需要に対応する区域を指します。県内には6圏域があり、矢板市は、大田原市、那須塩原市など、5市4町で構成される県北保健医療圏に属します。

◆第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり◆

(2) 家族等介護者支援の充実

介護の長期化などに伴い、家族等介護者の心身の疲労が蓄積し、精神的・経済的な負担が大きくなることに加え、介護者自身も高齢者であるという老老介護の問題や、介護離職の問題などが生じている中、介護者への支援は重要な課題となっています。

家族等介護者の負担を軽減するため、介護者のリフレッシュや健康の保持、介護能力向上を図るための支援に努めます。

① 介護者健康相談

概 要

市と地域包括支援センターに相談窓口を設置し、介護者の不安や悩みの解消を図るとともに、必要に応じ相談や看護師による訪問を実施するなど、フォローを行います。

今後の方針

相談窓口の周知に努めるとともに、市と地域包括支援センターとの連携強化に努め、事業内容の充実を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
訪問指導実施数	65 人	66 人	60 人	70 人

② 家族介護者会

概 要

介護者同士の情報交換や交流の場として、家族介護者会（りんごの会）を組織し、定期的に関催することにより、家族介護者の情報共有、不安の解消や負担軽減等を図ります。

さらに、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室や講座を開催します。

今後の方針

家族介護者の負担軽減などが図られるよう、実施回数と内容の拡充に努めるとともに、会員自身による自主的な活動も支援します。

		第6期実績			第7期見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
りんごの会	回 数	5 回	10 回	9 回	10 回
	参加者数	延 32 人	延 70 人	延 80 人	延 100 人
リフレッシュ講座		1 回	1 回	1 回	1 回

③ 介護手当の支給

概 要

介護保険の認定において要介護4または要介護5と認定された方を、在宅で常時介護している方に対し、月額 5,000 円を支給します。

今後の方針

今後も事業を継続し、介護者の負担軽減と生活の質の向上の支援を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
受給者数	156 人	149 人	150 人	160 人

④ 家族介護慰労金の支給

概 要

介護保険の認定において要介護4または要介護5の認定を受けている、住民税非課税世帯の高齢者等で、過去1年間介護保険サービスの利用または入院が無かった場合、同居で常時介護している方に対し、家族介護慰労金を支給します。

今後の方針

直近で受給した方はいませんが、今後も事業を継続し、該当者には慰労金を支給します。

⑤ 紙おむつ等の支給

概 要

加齢に伴う心身の機能の低下により、自らの排せつ動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ、尿取りパット等を支給することにより、高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担の軽減を図ります。

今後の方針

支給状況を踏まえ、ニーズに見合うサービスの確保に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
紙おむつ等支給枚数	924 枚	967 枚	950 枚	970 枚

◆第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり◆

⑥ 介護費用の貸付け

概 要

栃木県社会福祉協議会が実施している介護費用の生活福祉資金貸付制度を、矢板市社会福祉協議会を窓口として実施します。

今後の方針

直近の利用者はいませんが、潜在的ニーズを考慮し、利用支援に努めます。制度の普及を図るため、広報の方法等を見直しながら広く周知を図ります。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
貸付利用件数	0 件	0 件	0 件	2 件

3 認知症施策の推進

全国的に認知症高齢者は増加の一途をたどっており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる支援体制整備は重要な課題となっています。

医療従事者、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、キャラバンメイト等の連携を図るとともに、具体的な症例・事例についての検討や意見交換を行う研修会、介護者の体験報告会等を実施し、認知症対策の充実に努めます。

（１）認知症ケアパスの作成・普及

概 要

認知症の状態に応じた適切なサービスの提供・連携の仕組み（認知症ケアパス）を、本市の実態に合わせて整理・作成するとともに、それを図示したパンフレットを作成し、広く市民への周知を図ります。

今後の方針

認知症ケアパスの周知を図り、認知症の発見・対応の方法、相談窓口や支援機関等の普及・啓発を図ります。

（２）認知症初期集中支援チームの設置

概 要

複数の専門職により、認知症の本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行う支援チームを設置します。認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、専門医の鑑別診断等を踏まえて観察・評価を行い、初期の包括的・集中的な支援から自立生活のサポートまで支援します。

今後の方針

地域包括支援センター内に設置した認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、認知症が疑われる人の把握と早期対応に努めます。

◆第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり◆

（３）認知症地域支援推進員の配置

概 要

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

今後の方針

市高齢対策課に配置している認知症地域支援推進員（保健師）の周知を図るとともに、支援機能の充実を図るため関係機関との連携強化に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
認知症地域支援推進員配置数	1 人	1 人	1 人	1 人

（４）認知症サポーターの養成

概 要

認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するための「認知症サポーター」を養成します。

今後の方針

若年層サポーターが少ないことから、幅広い年代にアプローチしながら新規のサポーターを養成します。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成人数	251 人	305 人	300 人	300 人
うち、小中高生等の受講者数	34 人	59 人	127 人	150 人

(5) 認知症等による徘徊高齢者等の事前登録制度

概 要

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見及び保護するため、認知症等による徘徊高齢者等の情報を申請に基づいて登録し、警察署、地域包括支援センターと情報を共有します。

今後の方針

登録制度の周知と利用の促進に努めるとともに、今後は、関係機関と連携を図り、認知症高齢者見守りネットワークの構築に取り組みます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
徘徊高齢者等事前登録制度登録数	未実施	未実施	10 人	30 人

(6) 認知症カフェ等

概 要

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェ等を設置します。これにより、お互いの生活をオープンに話すことで、心理的な不安の軽減を図ります。

今後の方針

認知症カフェ等を市内に数カ所設置し、認知症の人やその家族と地域との関わりを広げていきます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
認知症カフェ等設置数	未実施	未実施	未実施	2 か所

4 高齢者が暮らしやすい環境づくり

高齢者が在宅で安心して暮らし続けるためには、生活の基盤となる住宅の整備や改修も大きな課題となります。

すべての高齢者が暮らしやすい住環境づくりや仕組みづくりを推進していくため、多様な住まいの整備を促進するとともに、市民の福祉意識の高揚や地域における福祉活動の支援を図ります。

(1) 暮らしやすい住環境の確保

① 介護保険制度による住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるために、介護保険制度における住宅改修サービスの利用を促進します。

② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

(2) 高齢者の多様な住まいの確保

① 養護老人ホーム

概 要

環境上、経済上の理由などで、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事などの身の回りの世話をを行い、養護する施設です。

入所判定委員会を開催し、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難で、入所が妥当であると認められた高齢者に対し、措置入所を適切に行っています。

今後の方針

高齢者の生活保護世帯の増加に伴い、今後、措置入所希望者も増加すると見込まれるため、相談当初から適切な判断を行い、迅速な対応に努めます。

	第6期実績			第7期見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
入所者数(措置者数)	4 人	6 人	7 人	7 人

② 軽費老人ホーム・ケアハウス

概 要

軽費老人ホームは、身の回りのことを自分でできる高齢者で、身寄りのない方や、家庭環境や住宅事情などの理由で家族との同居が困難な方が比較的少ない費用負担で入所できる施設です。

ケアハウスは、独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。

今後の方針

地域包括支援センターなど、住民に身近な機関との連携を図りながら、情報提供に努めます。

③ サービス付き高齢者向け住宅

概 要

制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅であり、市内には2施設（定員 64 人）あります。

今後の方針

高齢者の住まいの多様性を確保する観点から、サービス付きの高齢者向け住宅の誘致等についてはニーズを踏まえて検討していきます。民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

（3）移動しやすい生活環境づくりの推進

移動しやすい環境が整備されていることは、社会参加を促進する上ではとても重要な要件です。また、虚弱な高齢者や要介護状態にある高齢者が、安心・安全に移動できる面でも重要です。

○ 交通網の環境整備

生活道路、商店街等における歩道の整備や段差解消、カーブミラー、防犯灯を設置することにより、安全で安心な道路交通の環境整備に努めます。

さらに、移動しやすい交通手段を確保するため、公共交通機関として市営バスを運行するほか、民間事業者による福祉有償運送等を活用するなど、高齢者が安全に移動しやすい交通網の環境整備を推進します。

○ 公共施設のバリアフリー化

公共施設についてはスロープ、手すり、見やすい案内板、車いす用のトイレ等の設置、障がい者用車両駐車場の確保により、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

◆第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり◆

（４）保健・福祉施設の有効活用

高齢者が地域の中で安心して自立した生活を送る上で、また、市民やボランティア等が地域において様々な活動を推進していく上でも、拠点となる施設は重要です。

本市の総合的な保健・福祉の拠点である保健福祉センターをはじめ、身近にある公共施設や民間施設など、地域に密着した福祉拠点の有効活用を図ります。

① 保健福祉センター

概 要

多様化する市民の健康・福祉ニーズに対応するための、総合的な保健・福祉の拠点です。各種健診や健康教室の場として活用しています。

今後の方針

市民にとってより利用しやすい保健福祉センターとなるよう、引き続き努めます。

② 城の湯やすらぎの里

概 要

城の湯温泉センター、ふれあい館、グラウンド・ゴルフ場が併設される複合施設です。市民の憩いの場、世代間交流の場、温泉の効能を活用した健康増進の場として機能し、福祉の向上・健康増進に寄与しています。

今後の方針

効率的・効果的な管理運営を行い、高齢者をはじめ、様々な市民の憩いの場としての活用を図ります。

③ きずな館

概 要

市民の幅広い交流・社会参加、自主的な市民活動など、市民がともに支え合う地域活動の場です。

今後の方針

市民への周知に努め、地域活動の場としてきずな館の更なる活用を図ります。

（５）福祉意識の醸成

これからの超高齢社会を地域社会全体で支えていくためには、介護保険サービスなどの公的なサービスだけでは十分とはいいがたく、自分の健康は自分で守るというセルフケアと、地域住民の身近な支え合いなど、インフォーマルなサービスが重要となってきます。

そのため、すべての地域住民が保健・福祉の主体であるという意識を自覚していくよう啓発に努め、福祉意識の高揚を図ります。

○ 地域と連携した福祉教育

民生委員・児童委員協議会、身体障害者福祉会等福祉関係団体を通じた研修会や出前講座の実施等、地域で高齢者と特に深い関わりのある方への説明会等を実施し、地域における福祉教育の推進に努めます。

○ 市民・ボランティア団体の活動支援

生涯学習情報誌「まなび」等で出前講座やボランティア連絡会登録団体の情報を提供するなど、市民・ボランティア団体等の活動が活性化していくよう、支援に努めます。

○ 学校と連携した福祉教育

総合的な学習の時間で、施設見学や介護体験学習等を含めた高齢者との交流及び小学校運動会への高齢者の招待など、福祉教育の推進に努めます。また、認知症サポーター養成講座の対象者の拡充に努めます。

○ 行政職員の教育研修

行政に携わるすべての職員に対し福祉教育研修を計画的に実施し、福祉に対する職員の資質の向上を図ります。

◆第5章 介護サービスの充実◆

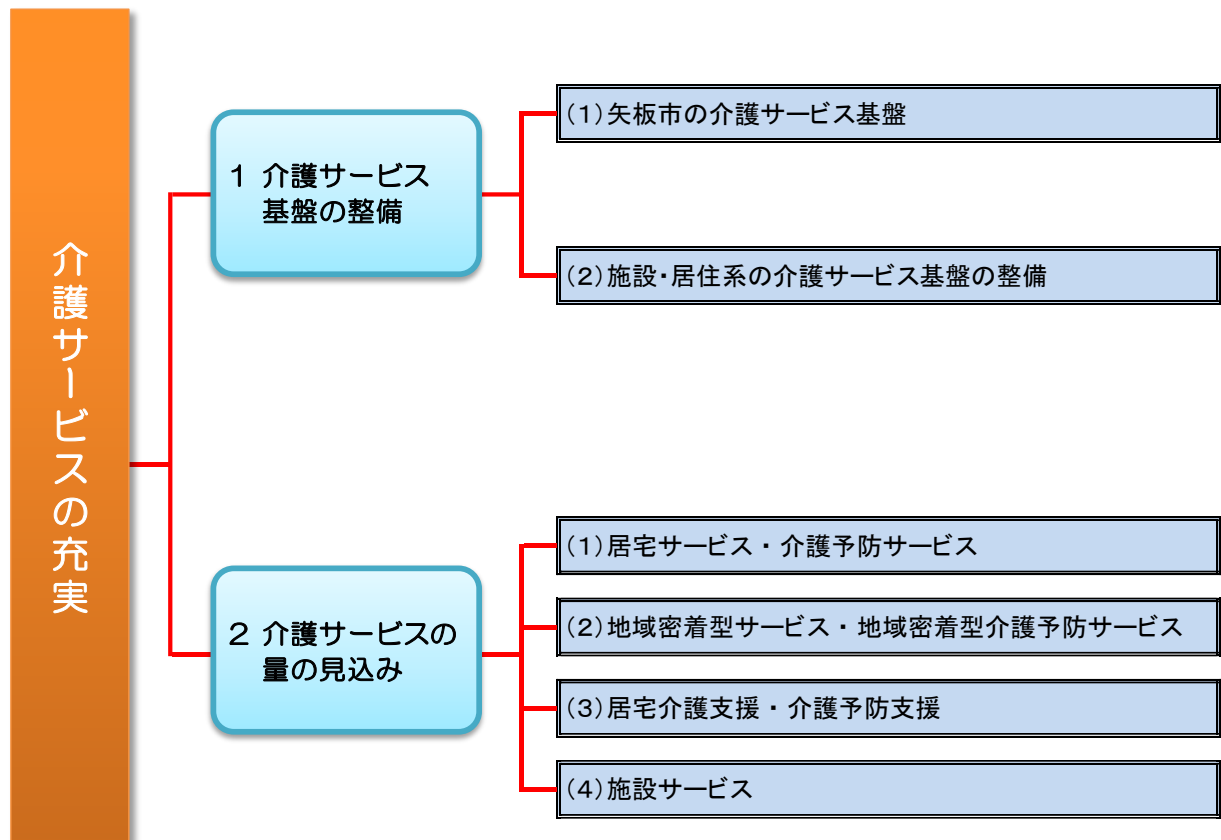
第5章 介護サービスの充実

「介護サービスの充実」の施策分野においては、基本施策を2つ定め、個別の施策を展開していきます。

●基本目標

◎基本施策

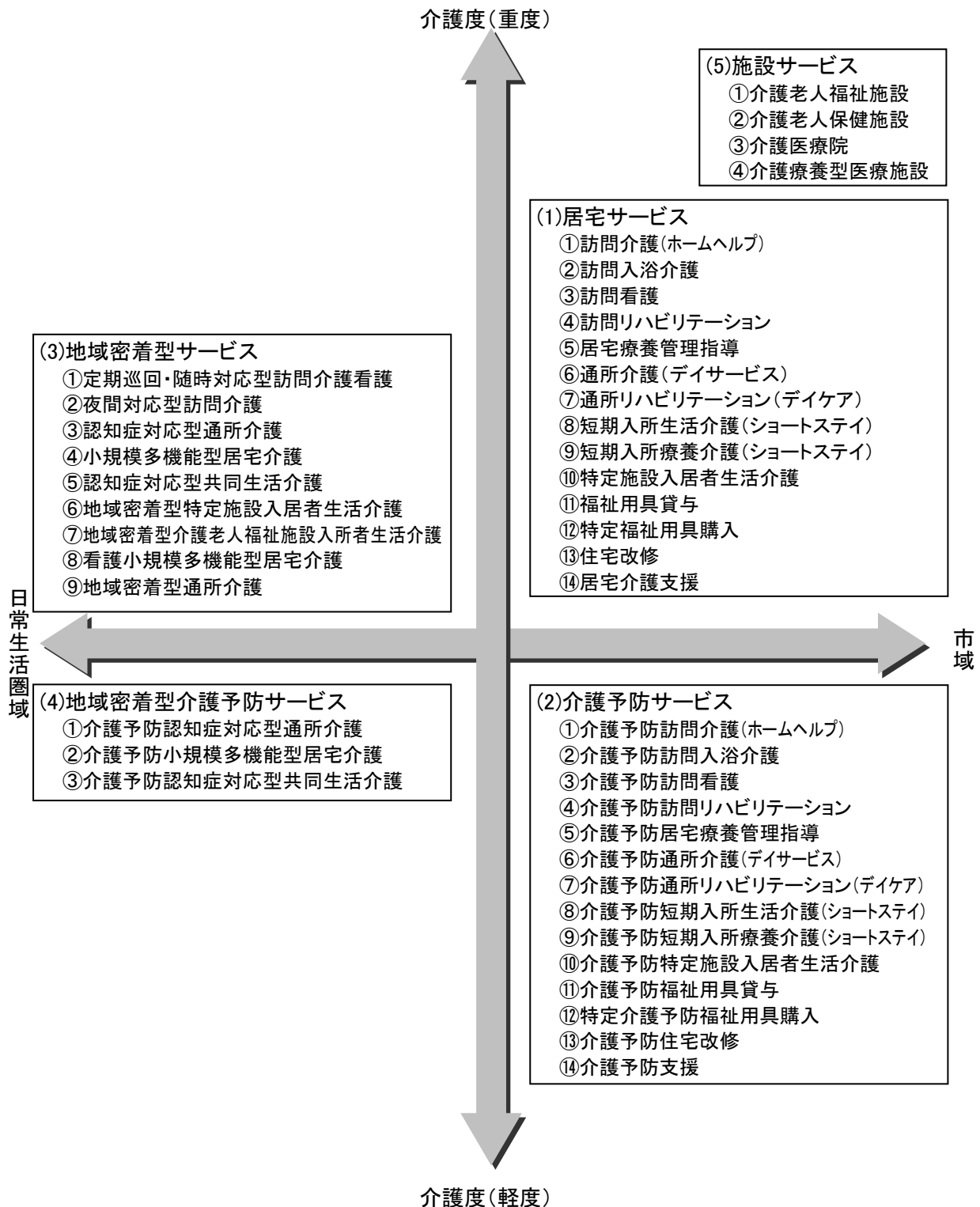
○個別施策・事業



1 介護サービス基盤の整備

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを実実に受けられるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備を図ります。

【介護サービスの全体像】



◆第5章 介護サービスの充実◆

(1) 矢板市の介護サービス基盤

平成30年2月現在、市内における居宅介護サービス及び施設・居住系サービスの整備状況は、日常生活圏域ごとに下表のとおりとなっています。

【矢板市内の圏域別介護サービス事業所数】

(単位：事業所)

サービス種類		日常生活圏域			計 (市全体)
		矢板	泉	片岡	
居宅介護 サービス	居宅介護支援	9	1	3	13
	訪問介護	6	1	—	7
	訪問入浴介護	1	—	—	1
	訪問看護	2	—	—	2
	訪問リハビリテーション	1	—	—	1
	通所介護	5	1	2	8
	通所リハビリテーション	4	—	—	4
	地域密着型通所介護	1	1	1	3
	短期入所生活介護	4	1	1	6
	短期入所療養介護	2	—	—	2
	特定施設入居者生活介護	1	—	—	1
	福祉用具貸与	3	—	—	3
	小規模多機能型居宅介護	2	1	1	4
施設・居住系 サービス	介護老人福祉施設	1	1	—	2
	地域密着型介護老人福祉施設	1	—	—	1
	認知症対応型共同生活介護	3	1	2	6
	介護老人保健施設	2	—	—	2

※平成30年2月末現在

（２）施設・居住系等の介護サービス基盤の整備

居宅における在宅介護に重きが置かれていますが、一方で居宅での生活が困難な重度の要介護者の受け皿としての施設・居住系等の介護サービスを確保していくことも必要となります。

市では、第6期計画期間において、地域密着型サービス等の合計 86 床の基盤整備を行いました。本計画期間においては、これにより重度の要介護者等への施設サービスの提供を推進します。

○小規模多機能型居宅介護

平成 28 年度において、小規模多機能型居宅介護施設（9 床）を公募により整備実施
（平成 29 年 4 月開所）

○認知対応型共同生活介護

平成 28 年度において、認知対応型共同生活介護施設（グループホーム 2 ユニット（1 ユニット 9 床））を公募により整備実施
（平成 29 年 4 月開所）

○地域密着型介護老人福祉施設

平成 29 年度において、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム：29 床）を公募により整備実施
（平成 30 年 4 月開所予定）

○介護老人福祉施設

平成 29 年度において、介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム：30 床）を公募により整備実施
（平成 30 年度中に開所予定）

2 介護サービスの量の見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

概 要

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

●居宅サービス・介護予防サービスの一覧

①訪問介護（ホームヘルプサービス）
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話を行うサービスです。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
③訪問看護・介護予防訪問看護
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行うサービスです。
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。
⑥通所介護（デイサービス）
要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。
⑦通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション
要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護
要支援・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。
⑨短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護【老健】
⑩短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護【病院等】
要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
⑬住宅改修・住宅改修（介護予防）
要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。
⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、療養上の世話等を行うサービスです。

今後の方針

市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、全体的にサービス利用は介護給付、予防給付ともに一定の水準で推移していると考えられることから、今後は従来と同等以上のサービス利用を見込んでおり、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

今後も、事業所との情報交換や運営指導、サービスの質の向上を図るための研修等の支援を行うとともに、サービス提供体制や緊急時対応体制の充実に努めます。

◆第5章 介護サービスの充実◆

●居宅サービスの見込量

(1 か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数 (回)	2,429.9	2,390.9	2,252.1	3,050.6	3,148.1	3,282.7
	人数 (人)	151	157	164	189	196	204
訪問入浴介護	回数 (回)	56.9	63.8	41.8	68.3	73.7	79.2
	人数 (人)	12	13	8	13	14	15
訪問看護	回数 (回)	286.1	323.2	484.9	492.1	540.2	596.8
	人数 (人)	42	45	60	70	77	85
訪問リハビリテーション	回数 (回)	254.3	253.4	256.8	386.3	420.8	503.4
	人数 (人)	24	26	27	35	38	46
居宅療養管理指導	人数 (人)	12	18	21	26	26	27
通所介護	回数 (回)	4,303.1	3,555.6	3,641.6	4,068.6	4,125.9	4,252.6
	人数 (人)	396	326	307	370	376	387
通所リハビリテーション	回数 (回)	1,306.5	1,598.7	1,675.5	1,854.5	2,071.8	2,269.2
	人数 (人)	167	197	212	227	253	276
短期入所生活介護	日数 (日)	1,347.0	1,545.2	1,598.1	1,698.1	1,814.5	1,888.0
	人数 (人)	129	138	138	149	160	167
短期入所療養介護 (老健)	日数 (日)	42.8	16.5	22.4	49.9	51.4	57.1
	人数 (人)	5	3	3	6	7	8
短期入所療養介護 (病院等)	日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数 (人)	346	389	396	415	445	476
特定福祉用具購入費	人数 (人)	8	7	9	9	9	9
住宅改修費	人数 (人)	7	6	4	7	8	8
特定施設入居者生活介護	人数 (人)	16	20	29	35	45	50

※平成 29 年度の実績値は、平成 29 年 12 月現在における見込み値

●介護予防サービスの見込量

(1 か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数 (人)	31	27	26			
介護予防訪問入浴介護	回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数 (回)	24.3	13.0	26.6	34.0	40.8	47.6
	人数 (人)	4	3	5	6	7	8
介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回)	41.2	17.5	12.3	44.6	44.6	44.6
	人数 (人)	5	2	2	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人)	1	1	0	1	1	1
介護予防通所介護	人数 (人)	44	35	35			
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人)	33	41	49	55	58	61
介護予防短期入所生活介護	日数 (日)	6.8	8.2	5.6	13.5	16.7	18.7
	人数 (人)	1	2	2	2	3	3
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数 (日)	0	0.6	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0.1	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数 (人)	35	32	31	36	43	44
特定介護予防福祉用具購入費	人数 (人)	2	1	1	2	3	3
介護予防住宅改修	人数 (人)	1	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数 (人)	1	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

●地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの一覧

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
② 夜間対応型訪問介護
夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。
③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。
⑨ 地域密着型通所介護
小規模な事業所が提供する通所介護（介護予防通所介護）サービスであり、要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

◆第5章 介護サービスの充実◆

今後の方針

本市においては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護のサービス提供を見込んでいます。

市内の事業所によりサービスが提供されており、第6期においてサービス基盤の整備を図ったことから、更なるサービス供給を確保できる見込みです。

原則として事業所所在地の被保険者に限ったサービス利用が前提とされていることから、今後の整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえて検討していきます。

●地域密着型サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	57	67	83	95	99	102
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	49	50	55	60	60	67
地域密着型 特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	29	29	29	58	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	0	849.8	850.1	978.5	1,011.8	1,060.2
	人数(人)	0	76	71	82	86	90

●地域密着型介護予防サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	6	6	3	6	7	8
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

概 要

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

●サービス内容

居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

今後の方針

市内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、必要なサービス供給量は確保できる見込みです。

要介護者等の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの支援に努めます。

●居宅介護支援のサービス見込量

（1か月あたり）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(3) 居宅介護支援	人数（人）	666	703	693	725	748	769

●介護予防支援のサービス見込量

（1か月あたり）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(3) 介護予防支援	人数（人）	115	106	114	125	136	140

◆第5章 介護サービスの充実◆

(4) 施設サービス

概 要

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者の方に、施設において生活支援を行うものです。

●介護保険施設サービスの一覧

①介護老人福祉施設
介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
②介護老人保健施設
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。
③介護医療院（新設）
今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。
④介護療養型医療施設
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。なお、平成32年度までに廃止する方針が示されており、介護医療院、介護老人保健施設等への転換が図られる見通しです。

今後の方針

今後は従来と同等以上の入所を見込んでいますが、第6期においてサービス基盤整備（介護老人福祉施設の増床）を図ったことから、更なるサービス供給を確保できる見込みです。

今後の整備については利用者のニーズや他のサービスとのバランスを踏まえて検討していきます。

●施設サービスの見込量

（1か月あたり）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(4) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人数（人）	155	159	159	172	184	184
介護老人保健施設	人数（人）	118	128	117	117	117	117
介護医療院	人数（人）				0	0	0
介護療養型医療施設	人数（人）	8	8	2	2	2	2